

「ネットトラブル・被害」から青少年を守りましょう！

1 インターネットトラブルの事例

- (1) スマートフォンの使いすぎて、生活リズムが乱れたままにスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が生じる。
- (2) 保護者に内緒で課金、物を売買！？
ゲームで高額の課金、オンラインショッピングでの詐欺被害にあう。
- (3) SNSやネットで知り合った人による性犯罪被害
実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれる。
- (4) SNSなどへの投稿内容から個人が特定
ツイッターに投稿した写真の背景を手がかりに居場所などの個人情報を特定され、嫌がらせやつきまといに巻き込まれる。



2 スマホは「買う前」「使い始め」が重要

保護者の役割

保護者が、子どもにスマホ等を利用させる場合は、携帯電話の契約時（新規契約・機種変更・名義変更等）に、法律（青少年インターネット環境整備法）や条例（鹿児島県青少年保護育成条例）により、以下のこと�이定められています。

法律

- ・ 18歳未満が使用者であることを申し出ること。
- ・ 携帯ショップ等にフィルタリングソフトが使えるようにしてもらうこと。
(フィルタリング有効化措置の申込み。)

条例

- ・ フィルタリングの利用等により、自分の子どもが有害な情報を閲覧・視聴することができないように努めること。
- ・ 契約時に、原則としてフィルタリングサービスを申し込むこと。
(フィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を希望しない場合は、正当な理由を記載した申出書を事業者に提出しなければならない。)

※ 家庭のルールを作りましょう

犯罪やトラブルから子どもを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子どもにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

我が家のスマホルール（例）

- ① 利用時間は、9時まで。
- ② SNSでは、他人の悪口など、人の嫌がることを書き込まない。
- ③ 個人情報は書き込まない。
- ④ 自分の写真をアップしない。
- ⑤ 知らない人のメールに返信しない。
- ⑥ ブラウジングが長時間続くと、親に相談する。
- ⑦ ルールを破ったら10日間のスマホ禁止。



相談窓口

○ サイバー犯罪・ネットいじめ被害で困った時

NPO法人ネットポリス鹿児島 mail: meyasubako@npk.from.tv

※ ライン相談も行っています。ID検索「meyasubako」

○ 学級でいじめにあったなど子どもの悩み事

ヤングテレホン（鹿児島県警） TEL: 099-252-7867

○ 性暴力（自画撮り被害、SNSで知り合った人による性被害等）の被害に関するこ

性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER） TEL: 099-239-8787

鹿児島県 青少年保護育成条例の一部改正（令和元年7月1日施行）

国の「青少年インターネット環境整備法」（青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備等に関する法律、H30.2.1 施行）を受けて、鹿児島県でも「県青少年保護育成条例の一部改正」が行われ、携帯電話契約時の保護者の責務及び携帯電話事業者等の義務が規定されました。

また、自撮り被害防止への対応に係る規定の新設が行われ、令和元年7月1日より施行されました。

【 携帯電話契約時における保護者の責務 】

- ① 保護者は、フィルタリングの利用等により、その保護監督する青少年が有害情報を閲覧・視聴することのないように努めなければならない。
- ② 保護者は、その保護監督する青少年が使用するスマートフォンや携帯電話の契約に際して、正当な理由がある場合を除き、原則として、フィルタリングサービスを申し込まなければならぬ。（契約者が、フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置を申し込まない場合、正当な理由を記した理由書を事業者に提出する義務）

【 携帯電話契約時における事業者の責務 】

- ① 携帯電話事業者は、当該契約者が青少年であった場合は当該青少年に対して、当該契約者が保護者で使用者が青少年であった場合は当該保護者に対して、フィルタリングサービス等についての説明書を交付し、フィルタリングの必要性を説明しなければならない。
(説明書を交付し、フィルタリングの必要性を説明しなければならない義務)
- ② 携帯電話事業者は、当該契約者がフィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置を利用しない旨の申し出をした場合、正当な理由を記した理由書の提出を求め、提出された理由書を保存しなければならない。（契約が満了する日、または、当該契約に係る青少年の年齢が18歳に達する日まで。）
(正当な理由を記した理由書の提出を求め、提出された理由書を保存しなければならない義務)